

○室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、室戸市補助金交付規則（平成13年規則第15号）に定めるもののほか、室戸市移住促進家賃等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市は、移住者の経済的負担を軽減するとともに、移住希望者の円滑な移住の促進を図ることを目的として、移住者が居住するために借り受ける住宅（以下「物件」という。）の家賃及びその物件に居住することと併用して借り受ける自家用車を停め置くために必要な駐車場代（以下「家賃等」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住者 市外から室戸市に転入したことに伴い、本市の住民基本台帳に第7条第1項の規定による交付申請の日前1年以内に記録された者で、その転入の日から起算して過去2年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことがない者又は室戸市地域おこし協力隊員（室戸市地域おこし協力隊設置要綱（平成24年告示第130号）第3条に定める地域おこし協力隊員をいう。以下同じ。）の任期が満了した者で転入の日から起算して過去2年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことがない者

(2) 定住 転入後、市内に5年以上生活の本拠地を置く意思を持って居住すること。

(3) 家賃等 物件の賃貸借契約書に定められた1月当たりの賃借料から共益費及び管理費等、居住にかかる部分以外の費用を除いた額に1月当たりの駐車場代を加えた額をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 移住者であること。ただし、第7条第2項に規定する最初の交付申

請の翌会計年度における補助申請においてはこの限りでない。

- (2) 本市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住ではないこと。
- (3) 物件に係る賃貸借契約の賃借人であること。
- (4) 市内に定住する意思があること。
- (5) 入居者のいずれもが市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）及び県税の滞納がないこと。（18歳未満を除く。）
- (6) 正規・非正規を問わず、国又は地方公共団体若しくはこれらで構成する一部事務組合、広域連合その他これらに類するものに勤務する職員でないこと。（住居手当又はこれに相当する手当の制度がない場合を除く。）
- (7) 地域おこし協力隊員の任期中でないこと。
- (8) 日本国籍を有していない者にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- (9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護受給世帯その他の公的家賃補助を受けている世帯の世帯員ではないこと。
- (10) 世帯全員が、この要綱に基づく補助金又は高知県内の他の市町村で実施される同様の補助金の交付を過去に受けていないこと。

（補助対象物件）

第5条 補助金の交付の対象となる物件は、新規の賃貸借契約を締結して居住する住宅とし、次の各号に掲げる住宅は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に定める公営住宅をいう。）、移住促進住宅（室戸市移住促進住宅設置及び管理条例（平成29年条例第17号）に定める移住促進住宅をいう。）その他の公的賃貸住宅又は勤務事業所の社宅若しくは社員寮

- (2) 補助対象者又は補助対象者と同一世帯に属し生計を一にする者の三親等内の親族が所有する賃貸住宅

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、1月当たりの補助金額、補助期間及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、室戸市移住促進家賃等補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 物件の賃貸借契約書の写し。ただし、当該契約額に共益費及び管理費等、居住にかかる部分以外の費用が含まれている場合は、その内訳がわかる書類（別記様式第2号）を併せて提出すること。

（2） 誓約書（別記様式第3号）

（3） 入居者全員の市税及び県税の滞納のないことを証する書類（18歳未満を除く。）

（4） 住居手当支給状況等証明書（別記様式第4号）

（5） その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、市の会計年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下この項において同じ。）ごとに行わなければならない。ただし、最初の交付申請の翌会計年度における補助申請において、同項各号の添付書類に変更がない場合は、これを省略することができる。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、室戸市移住促進家賃等補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により当該申請した者（次条第1項及び第15条第1項において「申請者」という。）に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請等）

第9条 前条の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業について、中止をしようとするときはあらかじめ、次の各号に掲げるいずれかの変更をしたときは、当該変更のあった日から起算して30日以内に室戸市移住促進家賃等補助金中止・変更交付申請書（別記様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象経費の増額。ただし、補助金交付決定額に変更がない場合は、この限りでない。

（2） 補助金交付決定額の20パーセントを超える減額

（3） 市内での転居により、補助対象物件に変更があったとき。

(4) 勤務先に変更があったとき。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、室戸市移住促進家賃等補助金補助事業中止承認通知書（別記様式第7号）又は室戸市移住促進家賃等補助金変更交付決定通知書（別記様式第8号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第10条 補助事業者は、次に掲げる期限までに、室戸市移住促進家賃等補助金実績報告書（別記様式第9号）に家賃を支払ったことがわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 4月から9月までに係る月分 10月10日

(2) 10月から3月までに係る月分 3月31日

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書により補助対象事業が申請されたとおりに完了したことを確認した後、交付すべき補助金の額を確定し、室戸市移住促進家賃等補助金交付指令書（別記様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、室戸市移住促進家賃等補助金交付請求書（別記様式第11号）により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 第9条の規定による中止の承認を得ないで補助対象事業を中止したとき。

(4) 第12条第2項の規定による補助金の交付の時点において、既に室

戸市外に転出しているとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為を行ったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、室戸市移住促進家賃等補助金交付決定取消通知書（別記様式第12号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項及び次条第2項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、室戸市移住促進家賃等補助金返還命令書（別記様式第13号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（暴力団等の排除）

第15条 市長は、申請者又はその契約の相手方が室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第31号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）に該当すると認めるときは、補助金の交付を行わないものとする。

2 市長は、補助事業者又はその契約の相手方が排除措置対象者に該当すると認めるときは、当該排除措置対象者に係る補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（情報公開）

第16条 補助対象事業又は補助事業者に関して、室戸市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第8条の規定による不開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第97号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第11号による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年告示第129号)

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年告示第108号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第6条関係）

| 補助対象経費 | 1月あたりの補助金額 | 補助期間 | 補助限度額 |
|----------------|---|--|--------------|
| 賃貸借契約に定められた家賃等 | 補助対象経費から、勤務先等から支給される住居手当又はこれに相当する手当を差し引いた額の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） | 第7条の規定による最初の申請が受理された日の属する月の翌月（当該受理された日が4月1日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定による休日（以下この表において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）である場合にあっては、当該月）から起算して1年以内 | 1月当たり10,000円 |

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

室戸市長 様

申請者 住所
フリガナ
氏名

電話番号（ ） -

室戸市移住促進家賃等補助金交付申請書

室戸市移住促進家賃等補助金を受けたいので、室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、室戸市長が補助金交付審査のため、住民基本台帳等について確認することに同意します。

| | | | | |
|--------------------------|---|----|----|----|
| 物件の種類 (該当するものに☑をすること) | <input type="checkbox"/> 空き家バンク登録物件 <input type="checkbox"/> 民間アパート <input type="checkbox"/> 民間一戸建借家 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | |
| 補助金交付申請額等 | ①賃貸借契約書に記載された家賃等 家賃_____円/月 ・ 駐車場代_____円/月 ②勤務先等から支給される住居手当等の額_____円/月 ③申請期間 ____月間（__年__月分～__年__月分） <small>※会計年度（4月1日から3月31日まで）をまたがる場合は会計年度ごとの申請とします。</small> ④補助金交付申請額 金_____円 | | | |
| 補助対象物件所在地 | | | | |
| 転入前の住所 | | | | |
| 転入日 | 年 月 日 | | | |
| 同居する人 | 氏名 | 続柄 | 氏名 | 続柄 |
| | | | | |
| | | | | |
| 添付書類 | (1) 賃貸借契約書の写し (2) 家賃等に係る内訳証明書（別記様式第2号） (3) 誓約書（別記様式第3号） (4) 入居者全員の市税及び県税の滞納のないことを証する書類（18歳未満を除く。） (5) 住居手当支給状況等証明書（別記様式第4号） (6) その他市長が必要と認める書類 | | | |

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

室戸市長 様

賃貸人 住所

フリガナ
氏名

電話番号（ ） ー

家賃等に係る内訳証明書

私と _____ との間で締結した賃貸借契約について、家賃等に係る内訳を次のとおり証明します。

記

| | | |
|------------------|---------------|---|
| 賃貸契約書に記載された家賃等の額 | | 円 |
| 内 訳 | 家 賃 | 円 |
| | 共 益 費 ・ 管 理 費 | 円 |
| | 駐 車 場 代 | 円 |
| | その他費用（ ） | 円 |

以上

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

室戸市長 様

申請者 住所

フリガナ
氏名

電話番号（ ） ー

誓 約 書

私は、 年度室戸市移住促進家賃等補助金の申請にあたり、室戸市内に定住するとともに、下記事項を誓約いたします。

記

- 1 申請の時点において、室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱第4条各号及び第5条各号に掲げる全ての要件を満たしています。
- 2 交付決定後の事情の変更により室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱第4条各号及び第5条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、ただちに室戸市に申し出ます。
- 3 排除措置対象者ではありません。

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

室戸市長 様

(給与等の支払者) 所在地
名称
代表者氏名 ㊟
電話番号 () -

住居手当支給状況等証明書

次の者の住居手当の支給状況等について下記のとおり証明します。

記

1 対象者

| | | |
|----|-----|----|
| 住所 | 室戸市 | 番地 |
| 氏名 | | |

2 住居手当支給状況等

(1) 支給している

① 支給開始年月 _____年____月

② 月 額 _____円

③ 事業所間の異動（転勤）でない

④ 対象者が入居している住宅は社宅・社員寮等ではない

(2) 支給していない

① 事業所間の異動（転勤）でない

② 対象者が入居している住宅は社宅・社員寮等ではない

(注意事項)

- 1 住居手当とは、住居に関して事業主が従業員に支給するすべての手当等のことです。
- 2 住居手当支給状況等については、(1)(2)いずれかに☑し、(1)の場合は、支給開始年月・月額をご記入ください。また、室戸市への異動が転勤でない場合、住居が社宅・社員寮等でない場合は、(1)の③④、(2)の①②の該当する欄に☑してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
- 4 住宅手当支給等の有無にかかわらずこの証明書を提出してください。

別記様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

室戸市長 印

室戸市移住促進家賃等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金については、室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

| | | |
|-----------------|-----------------|----------------|
| 1 補助金交付年度 | 年度 | |
| 2 補助対象物件所在地 | 室戸市 | |
| 3 補助金交付決定額 | 円/月 | |
| 4 補助対象期間 | 年 月分～ 年 月分（ 月間） | |
| 5 実績報告書 提出期限 | 4～9月分 | 年 10月 10日までに提出 |
| | 10～3月分 | 年 3月 31日までに提出 |

附 帯 事 項

- 1 室戸市補助金交付規則に基づき市が補助事業の遂行状況の調査を行い、補助金の目的外使用及び交付決定の内容条件に適合しない場合は、補助金の指令を取消し返還を命じるものとする。
- 2 室戸市補助金交付規則に基づき補助事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類（給与明細・家賃振込明細書等）を整備し、保管しなければならない。（家賃を支払ったことがわかる書類は実績報告時にコピーを提出する必要があります。）
- 3 室戸市補助金交付規則に基づき補助事業者は、室戸市監査委員が必要と認めるときは、その監査を受けなければならない。
- 4 室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者と認めた場合は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

年 月 日

室戸市長 様

申請者 住所
フリガナ
氏名

電話番号（ ） ー

室戸市移住促進家賃等補助金中止・変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次のとおり（中止・変更）したいので、室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

| | |
|---|--|
| <p>変更又は中止 1 の 内 容 ※いずれかに☑すること</p> | <p><input type="checkbox"/> 補助対象経費の増額（補助金交付決定額に変更がない場合を除く。） <input type="checkbox"/> 補助金交付決定額の20パーセントを超える減額 <input type="checkbox"/> 市内転居による補助対象物件の変更 <input type="checkbox"/> 勤務先の変更 <input type="checkbox"/> 転出による補助対象事業の中止 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> |
| <p>2 変更又は中止 の 理 由</p> | |
| <p>3 変更又は中止 の 時 期</p> | <p>年 月 日</p> |
| <p>4 当 初 の 交 付 決 定 額</p> | |
| <p>5 変 更 後 の 交 付 決 定 額</p> | |
| <p>6 添 付 書 類</p> | |
| <p>7 備 考</p> | |

別記様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

室戸市長

印

室戸市移住促進家賃等補助金事業中止承認通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した補助金について、次のとおり中止を承認したので、室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

| | |
|-------------------|---------------|
| 1 中止承認した 事業の内容 | 室戸市移住促進家賃等補助金 |
| 2 中止の理由 | |
| 3 中止の時期 | 年 月 日 |
| 4 備 考 | |

別記様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

室戸市長

印

室戸市移住促進家賃等補助金変更交付決定通知書

年 月 日 付け 第 号により交付決定した補助金について、次のとおり変更交付決定したので、室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

| | | |
|-----------------|--|----------------|
| 1 変更交付決定内容 | <input type="checkbox"/> 補助対象経費の増額 <input type="checkbox"/> 補助金交付決定額の20パーセントを超える減額 <input type="checkbox"/> 市内転居による補助対象物件の変更 <input type="checkbox"/> 勤務先の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| 2 当初の交付決定額 | | |
| 3 変更後の交付決定額 | | |
| 4 実績報告書 提出期限 | 4～9月分 | 年 10月 10日までに提出 |
| | 10～3月分 | 年 3月 31日までに提出 |

附 帯 事 項

- 1 室戸市補助金交付規則に基づき市が補助事業の遂行状況の調査を行い、補助金の目的外使用及び交付決定の内容条件に適合しない場合は、補助金の指令を取消し返還を命じるものとする。
- 2 室戸市補助金交付規則に基づき補助事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類（給与明細・家賃振込明細書等）を整備し、保管しなければならない。（家賃を支払ったことがわかる書類は実績報告時にコピーを提出する必要があります。）
- 3 室戸市補助金交付規則に基づき補助事業者は、室戸市監査委員が必要と認めるときは、その監査を受けなければならない。
- 4 室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者と認めた場合は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

別記様式第9号（第10条関係）

年 月 日

室戸市長 様

申請者 住所

フリガナ

氏名

電話番号（ ） -

室戸市移住促進家賃等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、下記のとおり室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

| | |
|--------------------|--|
| 交付決定を受けた 補助対象期間 | 年 月分 ～ 年 月分（ 月間） |
| 実績報告期間 | 年 月分 ～ 年 月分（ 月間） |
| 実績報告額 | ①実績報告期間中に支払った家賃等_____円/月 （内訳：家賃_____円/月 + 駐車場代_____円/月） ②勤務先等から支給される住居手当等の額_____円/月 ③1月当たりの補助額 ※どちらか少ない方に☑を入れること <input type="checkbox"/> (①-②) × 1/2 = _____円/月 <input type="checkbox"/> 補助上限額 = 10,000円/月 ④実績報告額 ③ × _____月 = _____円 |
| 添付書類 | (1) 家賃等を支払ったことがわかる書類 (2) その他市長が必要と認める書類 |

別記様式第10号（第11条関係）

室戸市指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

室戸市移住促進家賃等補助金交付指令書

年 月 日付で申請のあった補助対象事業に対し、次の条件を
付して補助金として 円を交付します。

年 月 日

室戸市長 印

- 1 この補助金は、室戸市補助金交付規則及び室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱に従ったものである。
- 2 室戸市長が必要を認めるときは、関係書類等を検査及び補助対象事業の執行状況について実地検査を行うことができる。
- 3 室戸市監査委員が必要を認めるときは、いつでもその監査を受けなければならない。
- 4 室戸市補助金交付規則及び室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付の決定を取消し、補助金の返還を命じるものとする。
- 5 室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者と認めた場合は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

別記様式第11号（第12条関係）

年 月 日

室戸市長 様

申請者 住所
フリガナ
氏名

電話番号（ ） -

室戸市移住促進家賃等補助金交付請求書

下記のとおり補助金を交付されるよう、室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱第12条第1項の規定により請求します。

| | | | |
|-----------|---------------|-----------------------------------|-----------|
| 1 補助事業の名称 | 室戸市移住促進家賃等補助金 | | |
| 2 補助対象期間 | 年 月分 | ～ | 年 月分（ 月間） |
| 3 今回請求期間 | 年 月分 | ～ | 年 月分（ 月間） |
| 4 交付請求額 | 円 | | |
| 5 交付指令番号 | 室戸市指令 | 第 | 号 |
| 6 交付指令日 | 年 | 月 | 日 |
| 7 交付種別 | 確定（精算）交付 | | |
| 8 交付額の合計 | 今回の交付請求額 | 円 | |
| | 交付済額 | 円 | |
| | 交付額合計 | 円 | |
| 9 振込先 | 金融機関名 | 銀行・信金 本店 労金・信組 支店 農協・信漁連 支所 | |
| | 種別 | 普通・当座 | |
| | 口座番号 | | |
| | 口座名義人 | フリガナ | |

別記様式第12号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

室戸市長 印

室戸市移住促進家賃等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知した補助金については、室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱第 条第 項第 号の規定により、下記のとおり補助金の交付の決定を取り消したので通知します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 交付決定済額 | 金 | 円 |
| 2 取消額 | 金 | 円 |
| 3 取消理由 | | |

別記様式第13号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

室戸市長 印

室戸市移住促進家賃等補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した補助金について、室戸市移住促進家賃等補助金交付要綱第14条第1項の規定により下記のとおり返還を命じます。なお、期日までに納付されないときは、年 %の延滞金を納付しなければなりません。

記

1 補助金返還額 金 円

(金額算定表)

| | |
|---------|---|
| 交付決定済額 | 円 |
| 既 交 付 額 | 円 |
| 返 還 金 額 | 円 |

(返還方法)

2 返還期限 年 月 日

- 別記様式第1号 (第7条関係)
- 別記様式第2号 (第7条関係)
- 別記様式第3号 (第7条関係)
- 別記様式第4号 (第7条関係)
- 別記様式第5号 (第8条関係)
- 別記様式第6号 (第9条関係)
- 別記様式第7号 (第9条関係)
- 別記様式第8号 (第9条関係)
- 別記様式第9号 (第10条関係)
- 別記様式第10号 (第11条関係)
- 別記様式第11号 (第12条関係)
- 別記様式第12号 (第13条関係)
- 別記様式第13号 (第14条関係)